

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行令案等（概要）

- 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行令案（概要）
- 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（概要）
- 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行期日を定める政令案（概要）

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行令案（概要）

I 制定の趣旨

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号。以下「法」という。）の施行に伴い、法により政令に委任された事項等について定めるもの。

II 政令案の概要

（1）共済契約の移転の対象から除かれる共済契約

※保険業法施行令と同様の内容を規定

法第37条の規定により読み替えて準用する保険業法（平成7年法律第105号）第135条第2項（法第36条第3項の規定により適用する場合を含む。）に規定する移転の対象から除かれる共済契約は、移転の公告等の時において既に共済事故が発生している共済契約等とする。

（2）共済契約の移転の異議申立てに係る共済金請求権等の範囲

※保険業法施行令と同様の内容を規定

法第37条の規定により読み替えて準用する保険業法第137条第3項（法第36条第3項の規定により適用する場合を含む。）に規定する権利は、移転の公告等の時において既に生じている共済金請求権及び返戻金、契約者割戻金その他の給付金の請求権とする。

※共済契約の移転に異議を述べた移転対象契約者の共済契約の債権（移転の公告等の時において既に生じている共済金請求権その他の政令で定める権利を除く）の額に相当する金額が移転対象契約者の当該金額の総額の一定割合を超えるとときは共済契約の移転をしてはならないとされているところ、当該政令で定める権利を定めるもの

（3）解散等の認可をしない理由とならない共済契約

※保険業法施行令と同様の内容を規定

法第42条第3項に規定する共済団体の解散等の認可をしない理由とならない共済契約については、法第42条第1項の認可（解散等の認可）の申請の日において既に共済事故が発生している共済契約等とする。

※法第42条第3項は、解散等の認可の申請をした共済団体が行う共済事業に係る共済契約（政令で定める共済契約を除く）がある場合には解散等の認可をしないものとしているところ、当該政令で定める共済契約を定めるもの

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行令案（概要）

（４）債権者の異議に関する特則に係る共済金請求権等の範囲

※保険業法施行令と同様の内容を規定

法第47条第1項及び第2項の規定により読み替えて準用する保険業法第165条の24第5項に規定する権利は、同条第2項の規定による公告の時に既に生じている共済金請求権及び返戻金、契約者割戻金その他の給付金の請求権とする。

※共済団体の合併に共済契約者等が異議を述べた場合は、当該合併をする共済団体は当該共済契約者等に対し弁済等しなければならないが、共済契約者その他共済契約に係る権利を有する者の当該権利（共済金請求権その他の政令で定める権利を除く）については適用しない旨が定められているもの。

（５）行政庁が選任した清算人について準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定の読替え

法第48条第9項の規定により行政庁が選任した清算人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的な読替えについて定める。

（６）共済募集を行うことができる銀行等の範囲

法第54条第1項に規定する共済募集を行うことができる銀行等の範囲は、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）、信用金庫、信用協同組合とする。

（７）所属共済団体のために共済募集を行う共済募集人等について準用する保険業法の規定の読替え

法第55条の規定により所属共済団体のために共済募集を行う共済募集人又は同条第1項において読み替えて準用する保険業法305条第1項の規定による立入り、質問若しくは検査をする職員について同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的な読替えについて定める。

（８）施行期日

法の施行の日（令和5年6月1日）

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（概要）

I 制定の趣旨

法の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置について定めるもの。

II 政令案の概要

(1) 関係政令の整備

- ① 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）別表第8号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）について所要の規定の整備を行う。

※ 法に規定する罪の犯罪行為の事実を公益通報者保護法の保護を受けられる「通報対象事実」に該当することとするもの

- ② 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第350条の2第2項第3号の罪を定める政令について所要の規定の整備を行う。

※ 法に規定する罪を「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意」の対象となる「特定犯罪」に該当することとするもの

(2) 経過措置

法第7条第2項は、法の施行の際、現に同条第1項の標識又はこれに類似する標識を掲示している者については、法の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、適用しない。

(参考) 法第7条

第7条 共済団体は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、厚生労働省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 共済団体以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行期日を定める政令案（概要）

I 制定の趣旨

法附則第1条において、法の施行期日は、公布の日（令和3年6月18日）から起算して2年を超えない範囲内に政令で定める日とされており、本政令案は当該施行期日を定めるものである。

II 政令案の概要

法の施行期日は、令和5年6月1日とする。